

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年9月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500027号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱)第2500001号

第1 結論

昭和26年5月17日から昭和36年8月24日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和26年5月17日から昭和36年8月24日まで

A社B工場及び同社C工場に勤務し、厚生年金保険に加入していた請求期間については、脱退手当金が支給された期間とされているが、婚姻後も仕事をする予定であったため、脱退手当金を受給するつもりはなく、被保険者証を受け取り、再就職した会社にもその被保険者証を提出した記憶がある。しかし、平成19年に、社会保険事務所(当時)で、被保険者証に押されている印が脱退手当金を受給したことを意味するものと知り驚いた。受給した記憶はないので、調査の上、当該期間を年金給付に反映する被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、請求者が現在も保管している被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の脱退手当金は、請求者がA社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和36年8月24日から約2か月後の同年10月16日に支給されたと記録されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りもなく、一連の事務処理に不自然さはいくつか見えない。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の前後に氏名を確認できる200名のうち、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和36年8月24日の前後約1年以内に資格を喪失した女性35名全員が脱退手当金の受給資格である2年以上の被保険者期間を有しているところ、そのうち33名が資格喪失から6か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できることから、当該事業所に係る脱退手当金については、事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。